

東日本大震災の自主避難者に対する支援に関する意見書

東日本大震災から間もなく6年が経過しようとしているが、今なお13万人を超える方が被災地を離れ、避難生活を余儀なくされている。

これまで、国や福島県は、被災者の生活実態を考慮し、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う自主避難者を含めて住宅の無償提供期間の延長などの支援を実施してきたが、福島県は、県内の社会基盤整備や除染が進み、生活環境が整ったとして、平成29年3月末をもって、自主避難者に対する災害救助法に基づく住宅支援を終了し、新たな支援策として民間賃貸住宅の家賃支援や住宅確保等に取り組むことなどを明らかにしたところである。

また、東京都では、都内自主避難者のうち特に自力で住宅を確保することが困難な世帯に対し、都営住宅に専用入居枠として合計300戸を確保し公募している。

しかし、現在、本区内には自主避難者を含め1,000人を超える方が避難しており、避難者は、こどもの保育や学校、高齢者介護、経済的な問題など、それぞれ様々な事情を抱えている。

よって、本区議会は、国会及び政府並びに福島県及び東京都に対し、避難者の事情に寄り添ったきめ細やかな支援策の充実を図るため、下記事項を実施するよう強く求める。

記

- 1 原発事故による自主避難者のそれぞれの事情を斟酌して、適切で十分な支援策を講ずるとともに、平成29年3月末までの退去を弾力的に扱うこと。
 - 2 国の責任を定めた「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく、抜本的・継続的な支援制度を確立すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年12月15日

江東区議会議長 堀川幸志

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
復興大臣
福島県知事
東京都知事

} あて